

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、そ  
の翌日)

- ◆規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一  
部を改正する規則(建築課)  
◆告示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

## 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)  
土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)  
(造林課)

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令(修  
訂)  
(造林課)

保安林の指定の解除(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積  
の限度(〃)

公共測量の実施(管理課)

国道の区域の決定(道路課)

県道の区域の決定(〃)

国道の供用の開始(〃)

県道の供用の開始(〃)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

◆教委告示 鳥取県立高等学校入学者選抜方針(教職員課)

◆公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◆公 告 職業能力開発促進法による技能試験の実施(労政訓練課)

## 規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第五十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二  
月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

## 別表の第一種県営住宅の表中

東町団地

昭和61年9月1日

認可登記事項

印

1回 大、田〇〇田 を 東町団地

丁一〇〇號、一〇一〇號、一〇二〇號、一〇三〇號の住宅	九	川一、一〇〇
丁に掲げる住宅以外の住印	一一	川大、九〇〇

円  
に改め。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

出 口

指定番号	種 別	圖 書	卷 行 号	類 別表示された発 行所等
2738	雑誌その他 の刊行物	I U i C Y 美少女発汗性交	S J— S 10—G	（専）コスモデザイ
2739	"	チエ・エ・ライダーメ脱き暴露	C S— C 10—G	（専）コスモデザイ
2740	"	D o r i m e 指摺り花唇	D M— D 10—G	（専）コスモデザイ
2741	"	櫛 標〔中島ひとみ〕 フレッシュ・カタログ	H H— H H— H 2	（専）コスモデザイ
2742	"	愛液ビチヨビチヨウ 女のにはい No.18	H H— H H— C	Do 全面
2743	"	タッチ・V O L. 2 2	T T— T 10—G	Do 全面
2744	"	美少女通信No. 2 3	B T— B 10—G	Do 全面
2745	"	桃尻 覗き 聖子、ぬめり泣き	H H— H H— F	Do 全面
2746	"	私に深く埋めて 氣 機	H H— H H— E	Do 全面
2747	"	メロン通信 3月号	H H— H H— E	Do 全面
2748	"	ギャルズアクション 4月号	H H— H H— E	コバルト出版 （専）考文社出版株式会社
2749	"	ペストビデオ No.5	H H— H H— E	（専）三和出版株式会社

## 鳥取県告示第七四七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による告示である。

2750	"	アップル通信	9月号	雑誌01 5 5 9—1 社	三和出版株式会
2751	"	遊びジャーナル	9月号	雑誌11 9 5 5—1 株式会社スポー	ツアイ
2752	"	オレンジ通信	9月号	雑誌01 8 9 9—1 株式会社東京三	世社
2753	"	Adams	9月号	雑誌01 9 5 4 5—1 株式会社大亜出	版
2754	"	写真時代	10月号	雑誌01 1 5 4 4—1 白夜書房	
2755	"	新風写真	10月号	雑誌04 9 4 9—1 平和出版株式会	社
2756	"	漫画ピラニア	9月号	雑誌01 ド1 8 3—1 辰巳出版株式会	社

## 鳥取県知事第七百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基であつて、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月一日

鳥取県知事 西 尾 順 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	松本守章	西伯郡名和町大字東坪八三四
"	西吉虎太	大字豊成二六〇六
"	近藤睦明	大字東坪一四八七一三
近藤睦明	"	大字茶畠六五—三
"	"	大字古御堂一五四

林原徳行	河村七郎	美虫和幸	高虫和幸	中原徳行	大字倉谷五八一
"	"	"	"	"	大字小竹二二九七一六
"	"	"	"	"	大字里前一三三五
"	"	"	"	"	大字茶畠一三一—一
"	"	"	"	"	大字門前九八八
"	"	"	"	"	大字御来屋一二
"	"	"	"	"	大字高田二五七一
"	"	"	"	"	大字茶畠七九一五
"	"	"	"	"	大字門前八二
"	"	"	"	"	大字高田六一四
"	"	"	"	"	大字御来屋一五七一〇

昭和五十七年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	松本守章	西伯郡名和町大字東坪八三四
"	近藤睦明	大字豊成二五八一
"	影山宏明	大字門前九八八
"	美虫和幸	大字茶畠一三一—一
"	高虫徳永	大字倉谷五九七
"	二宮唯	大字豊成二五八一
"	根雅夫	大字東坪一四八七一三
"	忠夫	大字茶畠六五—三
"	彦正夫	大字古御堂一五四

森田祥平 大字名和一一二一一  
 荒松修 大字門前七九  
 斎藤駿一郎 大字高田六一四  
 林原繁康 大字豊成一〇一九  
 金松正雄 大字御来屋一五七一一〇

昭和六十一年四月六日就任 任期四年

大字名和一一二一一  
 大字門前七九  
 大字高田六一四  
 大字豊成一〇一九  
 大字御来屋一五七一一〇

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐野川土地改良区の定款の変更を昭和六十二年八月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県告示第七百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐野川土地改良区の定款の変更を昭和六十二年八月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県告示第七百十号

##### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

##### 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月二日から二十日間

##### 三 縦覧に供する場所

米子市役所、岸本町役場及び西伯郡岸本町吉長五八一一佐野川土地改良区事務所

##### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県官土地改良事業に係る五千石地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に

#### 鳥取県告示第七百十一号

より告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年九月二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
米子市役所及び岸本町役場

- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てるこ

と。

#### 鳥取県告示第七百十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日吉津村	土地改良総合整備事業（一般）日吉 津地区農道整備	昭和六十一年三月十日
	土地改良総合整備事業（一般）日吉 津地区ほ場整備	昭和六十年三月二十五日

#### 鳥取県告示第七百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 区域及び期間

##### 1 区域

県下全域

##### 2 期間

昭和六十二年九月二十一日から昭和六十三年二月二十九日まで

#### 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

#### 三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該

樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

#### 二 松くい虫

#### 四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

二 森林病害虫等の種類  
二 松くい虫

#### 三 行うべき措置の内容

1 松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

#### 四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

#### 鳥取県告示第七百十五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 区域及び期間

1 区域  
県下全域

2 期間  
昭和六十二年九月二十一日から昭和六十三年二月二十九日まで

#### 鳥取県告示第七百十六号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 区域及び期間

1 区域  
県下全域

2 期間

昭和六十二年九月二十一日から昭和六十三年二月二十九日まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は当該松の樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

### 三 その他必要な事項

1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 二に掲げる措置について破碎を行う場合においても、枝条は焼却すること、破碎については、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップにより破碎する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となること。

3 二に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

### 鳥取県告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市伏野字砂浜二三五九の四九

### 鳥取県告示第七百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字字根道峰四四七の一（次の図に示す部分に限る。）、

### 四四七の三

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第七百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十二年九月一日

## 鳥取県告示第七百二十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和六十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

## 一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字真山六七五の一、七四一の二（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）、六七五の二二一から六七五の二六まで、六七五の二九、字高丸七〇〇の四二

## 2 保安林として指定された目的

## 3 水源のかん養

## 解除の理由

## 二 1 道路用地とするため

東伯郡三朝町大字田代字真山六七五の一九

## 2 保安林として指定された目的

## 3 解除の理由

## 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	市郡名	町村名	大字名	字名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
干害防備保安林	岩鳥八 高美取頭郡 村を除く全町	八頭郡	若桜町	一〇・〇五	五二一・三五	八頭地区	東部地区
用瀬町	船岡町	佐治村	八東町	一三・五八	一一・三七	二・〇三	八頭地区
大字赤波	大字殿	平字平 字喜才谷山 字明見谷東 字池ノ内下	大字水口	一・一〇	一・一〇	一・四二	八東用瀬
一・五六	赤波	○・四〇 ○・四四 ○・四六 ○・九六 赤波	喜才谷山 明見谷東 池ノ内下平	一・四二	一・四二	佐治	船岡

林干害防備保安	保土砂流出防備	水源かん養保	保健保安林	林干害防備保安	保土砂流出防備	水源かん養保
倉吉市	東伯郡	倉吉市	東伯郡	氣高郡	鳥取市	岩美郡
赤碕町	東伯郡	閑金町	東郷町	鹿野町	岩美町	青谷町
栗尾志津				大字水谷	大字長谷	大字高路
一〇三〇四二六七一六四一四二三九二九九一三二・一〇二四一五三六二四	一〇三〇五二八〇一七五七四一六一六一三三八	一〇三〇五・六〇一・七五九二	一〇三〇五・二〇九・〇八	一〇三〇九・五六	一〇三〇九・二〇	一〇三〇九・二五

栗尾志津赤碕町	東伯郡	閑金町	東郷町	倉吉地区	中部地区	水谷	高路	長谷	青谷	鹿野	氣高	鳥取	福部	国府	岩美郡	河原町	鳥取地区
一〇三〇四二六七一六四一四二三九二九九一三二・一〇二四一五三六二四	一〇三〇五二八〇一七五七四一六一六一三三八	一〇三〇五・六〇一・七五九二	一〇三〇五・二〇九・〇八	一〇三〇九・五六	一〇三〇九・二〇	一〇三〇九・二五											

保土砂流出防備	水源かん養保	林干害防備保安	保土砂流出防備	水源かん養保	保健保安林	保土砂流出防備	水源かん養保
日野郡	西伯郡	日野郡	米子市	西伯郡	日境米子市	西伯郡	日西米子市
町日野町	西伯町	大山町	江溝口町	淀江町	中山町	西伯町	野伯子郡
日野町・日南							
大字伐株寺大字法勝寺	大字長田赤松	大字寺内	大字門内	大字見町	大山町	大山町	大字杉地
字大谷奥	字孝靈山	字門野					

一・三四三・〇三	〇・〇・〇・八	七・二	四・四六	四・七三	〇・一〇	〇・〇・二	六・四〇	二・九五	一・三九	一・〇・〇	一・四四	六五一・五三	〇・三六	〇・六八	一・四八	〇・六八
日野地区	日野地区	大谷奥	法勝寺	孝靈山	江府	米子	淀江	中山	西伯	岸本	大山	西部地区	米子地区	杉地	大谷下	大原

昭和62年9月1日 火曜日

〃 日南町

三・二 日南

## 鳥取県告示第七百二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、中国郵政局長から公共測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 測量種類

公共測量（郵便地図作成に伴う道路の距離測定）

## 二 作業期間

昭和六十二年九月一日から同年十月二十九日まで

## 三 作業地域

倉吉市清谷、福庭、穴窪、中江、新田、下古川、古川沢、寺谷、上神、穴沢、津原、谷、鋤、尾原、別所、北面、和田、米田町、小田、下余戸、大平、上余戸、栗尾、大原、国府、不入岡、円谷、富海、東鴨、大宮、下大江、生田、北野、秋毫、福守、国分寺、横田、福光、黒見、小鴨、塙町一丁目、塙町二丁目、塙町三丁目、明治町、明治町二丁目、荒神町、勝町、東町、魚町、葵町、研屋町、東、西、仲町、仲之町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、西町、東岩倉町、西岩倉町、大正町、大正町

鳥取県告示第七百二十二号

二丁目、旭田町、瀬崎町、越中町、福吉町二丁目、越殿町、金森町、広瀬町、福守町、西倉吉町、大山町、河原町、全段治一丁目、全段治二丁目、西福守町、丸山町、余戸谷町、八幡町、みどり町、河北町、海田西町、天神町、海田東町、大平町、上井一丁目、上井二丁目、山根、伊木、貝見、幸町、宮川二丁目、宮川町、住吉町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、東昭和町、東巖城町、大田中町、南昭和町、上灘町、新陽町、米町二丁目、巖城、駄経寺二丁目、駄経寺、井手畠、大谷、和田東、藏内、広榮町、鴨川町、海田南町及び月見町並びに米子市皆生、上福原、下福原、両三柳、河崎、夜見町、彦名町、安倍、日原、旗ヶ崎、米原、中島、觀音寺、長砂町、美吉、日久美町、大谷町、陰田町、新山、奈喜町、石井、奥谷、宗像、永江、西町、福市、吉市、吉谷、諷訪、八幡、青木、日之出町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、昭和町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、富士見町一丁目、富士見町二丁目、糺町一丁目、糺町二丁目、綿町一丁目、綿町二丁目、綿町三丁目、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、西倉吉町、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、尾高町、四日市町、法勝寺町、中町、塩町、内町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、紺屋町、日野町、万能町、明治町、茶町、末広町、弥生町、大工町、愛宕町、祇園町一丁目、祇園町二丁目、岩倉町、朝日町、花園町、車尾、東倉吉町、日ノ出町、東町、東福原、東山町、勝田町、陽田町及び寺町

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年九月一日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別更	区間	(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
一八〇号	変更前	西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷下向六七地先から同大字字家ノ下タ一四七地先まで	四・三・七・〇	五六四・〇
	変更後	西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷下向六七地先から同大字四四地先まで	一一・〇・七・〇	一七〇・〇
		西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷下向六七地先から同大字四四地先まで	一一・〇・三	五二五・〇

### 鳥取県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年九月一日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別更	区間	(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
大山口停車場大山線	変更前	西伯郡大山町坊領字乞喰河原七八四地先から同町佐摩字障子畠六八二地先まで	六・三・八	一、二〇二・〇
	変更後	西伯郡大山町坊領字川下五三二地先から同町佐摩字障子畠六八二地先まで	九・六・〇・三	一、二九一・〇
		西伯郡大山町坊領字租利田五八五十一地先から同町佐摩字障子畠六八二地先まで	六・一・〇・〇	一、〇五〇・〇

路線名	前後別更	区間	(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
大山口停車場大山線	変更前	西伯郡大山町坊領字租利田五八五十一地先から同町佐摩字障子畠六八二地先まで	五・三・三・八	一、三一二・〇
	変更後	西伯郡大山町坊領字川下五三二地先から同町佐摩字障子畠六八二地先まで	五・四・六・〇・三	一、四三一・〇
		西伯郡大山町坊領字租利田五八五十一地先から同町佐摩字障子畠六八二地先まで	五・四・〇・〇	一、〇五〇・〇

## 鳥取県告示第七百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十二年九月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
一八〇号	西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷 下向六七地先から同大字字家ノ下 タ六二地先まで	昭和六十二年九月一日

## 鳥取県告示第七百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市新田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
大山口停車場	大山線西伯郡大山町坊領字乞喰河原七八五一一地先から同町佐摩字障子畠六八二地先まで	昭和六十二年九月一日

## 鳥取県告示第七百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十二年九月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	住所
八田諦幸	米子市皆生五三〇
生田要一	米子市皆生七七
倉敷敏成	米子市上福原四六〇
幡井雅勝	米子市皆生一五
八幡良治	米子市皆生五二八

### 教育委員会規則

**鳥取県教育委員会規則第十七号**  
 昭和62年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針に沿う実施する。

昭和62年9月1日

鳥取県教育委員会規則 第一章 稽

#### 昭和63年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

##### 1 基本方針

昭和63年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

##### 2 調査書

(1) 調査書は、平素の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

##### 3 出願

- (1) 入学志願者は、第1志願のほか第2志願として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。
- (2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志望を変更することができる。

##### 4 学力検査

###### (1) 實施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。  
 ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語科は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受験する。）。

###### (2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出題する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。  
 なお、国語には作文、英語には聞き取りを加味して出題する。

###### (3) 實施期日

昭和63年3月11日（金）

###### (4) 實施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

## 県 取 鳥 公 告

昭和62年9月1日曜火曜

## 5 面接

入学志願者のうち、昭和63年3月中学校卒業見込みの者以外の者については、全員に対して実施する。

また、高等学校長が必要と認める場合は、入学志願者全員に対して実施することができる。

## 6 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて、次の方によつて選抜を行う。

## (1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科（選択教科は、英語のみとする。以下同じ。）の合計評定の上位の者から順に募集定員の70パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績（総得点）が定員点の90パーセント以上のものについて選考する。

## (2) 第2次選考

第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力検査の成績（総得点）との総合の上位の者から選考する。

## (3) 選考に当たつては、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録（第3学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）や面接の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。

## 7 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

## 8 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案

し、弾力的に実施することができる。

## 公 安 委 員 会 告 白

## 鳥取県公安委員会告白第6十一號

次の遊技機の型式につき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二十条第三項の技術上の規格に適合しないと認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規定（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定による封印である。

翌年九月一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 輝

遊技機の種類	製 造 者	製 造 業 者
ペルーカII		
スペーベンチャーミング		
ハムシャーII		
ターリッシュスマッシュII		恒興遊業株式会社
ラッキーチャーム		

昭和62年9月1日曜火曜日 15

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和62年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和62年9月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 1 実施する検定職種

ペーパーハートマニ	さく井、鍛造、金型製作、機械検査、機械保全、電子回路接続、空気圧装置組立、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、木工機械整備、紙器・段ボール箱製造、石材施工、パン製造、菓子製造、機械製麩、ハム・ソーセージ製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、内装鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、カーテンウォール施工、バルコニー施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、印章彫刻及び塗装
ヒハツハーマー	マニヤハトツ業委託会社
畠 比	畠
ヒハツペトー	畠
ヒハツベタ	畠
ヒハツハ	畠
ペーパーハートマニ	畠

## 公 告

2 検定の等級  
技能検定は、1の職種ごとに、1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

3 検定の方法  
技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験  
ア 実施期日  
昭和62年12月4日（金）から昭和63年3月7日（月）までの間に  
おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所  
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表  
実技試験問題は、昭和62年11月27日（金）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

昭和62年9月1日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次  
実施する検定職種

日曜火曜日 1月9年62昭

報公職取戸

## (2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種	実施期日
鋳造、金型製作、紳士服製造、石材施工、建築大工、かわらふき、配管、浴槽設備施工、鉄筋施工及び内装仕上げ施工 さく井、機械検査、油圧装置調整、婦人子供服製造、和裁、紙器・段ボール箱製造、パン製造、ハム・ソーセージ製造、水産練り製品製造、防水施工、ハルコニー施工、機械・プラント製図及び印	昭和63年2月7日 (日)

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

## (3) 受付期間

昭和62年10月1日(月)から同月13日(火)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付

する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはつたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

## 6 受検手数料等

## (1) 受検手数料

## ア 実技試験の受検手数料

検定職種 手数料

さく井 12,500円

鋳造 12,500円

金型製作 12,500円

機械検査 9,000円

機械保全 12,500円

電子回路接続 12,500円

## 5 受検申請の手続

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

空気圧装置組立	12,500円	内装仕上げ施工	12,500円
油圧装置調整	10,500円	カーテンウォール施工	11,500円
農業機械整備	10,500円	バルコニー施工	11,500円
冷凍空気調和機器施工	11,500円	ガラス施工	12,500円
婦人子供服製造	9,000円	テクニカルイラストレーション	7,500円
紳士服製造	10,500円	機械・プラスチック製図	7,500円
和裁	8,000円	電気製図	7,500円
木工機械整備	12,500円	印章彫刻	10,500円
紙器・段ボール箱製造	12,500円	塗装	10,500円
石材施工	12,500円	イ 学科試験の受検手数料	2,300円
パン製造	12,500円	(2) 納付方法	
菓子製造	11,500円	(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は、納付を要しない。	
機械製麩	12,500円	(3) その他	
ハム・ソーセージ製造	11,500円	受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
水産練り製品製造	12,500円	7 合格者の発表等	
建築大工	10,500円	(1) 合格通知	
かわらふき	12,500円	実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和63年3月22日(火)に書面で通知する。	
配管	10,500円	(2) 技能検定合格者の発表	
浴槽設備施工	12,500円	技能検定合格者の氏名は、昭和63年3月22日(火)の鳥取県公報で	
型砕施工	12,500円		
鉄筋施工	10,500円		
コンクリート圧送施工	11,500円		
防水施工	12,500円		
樹脂接着剤注入施工	12,500円		

公告する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政訓練課（電話0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。